

藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年藤沢市条例第6号）の一部
を次のように改正する。

第3条第2号中「2,500,000円」を「1,000,000円」に、
「1,250,000円」を「500,000円」に改める。

第17条第2項の表障がいの項中「800,000円」を「300,000円」に
改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害見舞金について適用し、同日前に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害見舞金については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、保険その他の補償制度が拡充してきたことに鑑み、災害弔慰金及び災害見舞金のうち本市が独自に支給するものの金額を見直す必要による。